

平成28年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する風紋広場の管理運営費	都市環境課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
25,460	平成 29 年 ～ 33 年度					25,460

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

- ・風紋広場の管理に関する業務。
- ・風紋広場の運営に関する業務。

【これまでの関連する取組み】

鳥取県から移管された施設であり、平成26年度より、指定管理者による効果的で効率的な管理運営を実施している。

- 現指定管理者 公益財団法人 鳥取市公園・スポーツ施設協会
- 前回債務負担行為額 8,394千円
- 指定管理料

H26	2,796千円
H27	2,720千円
H28	2,872千円

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理業者の指定及び告示。
5. 2～3月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。